

＝子どもたちと本の出会い場、学びの場、心のやすらぎの場＝

学校図書館の充実を！

学校図書館は、すべての学校に設置することが義務づけられています（学校図書館法）。しかし、国や地方自治体による学校図書館の施策・整備は未だ不十分です。文科省が学校規模ごとに定めた蔵書の目標数である図書標準の達成率（図1）や、学校司書の配置率（図2）をみれば明らかです（文部科学省調査：図3は公立学校に配置された学校司書の常勤の割合）。

図書購入費が足りません！



文部科学省は、2007年度からの5年間で学校図書館図書購入費として総額約1000億円の地方財政措置を講じるとしていますが、実際には、各自治体がこの予算のすべてを図書購入費にあててはおりません。これを学校図書館図書購入費として予算化させ

るとりくみが重要です。高校には、文部科学省「図書標準」の定めがなく、学校図書館整備費措置の対象にはなっていません。

学校司書を法的に位置づける 必要があります！



学校図書館を教育活動に活かすには、子どもと本を結ぶ専任・専門・正規の学校司書の配置が必要です。文部科学省の「子どもの読書サポーターズ会議」の報告には「学校図書館には、子どもたちに、読書の魅力や、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が必要です」と明記されています。学校司書の配置をすべての学校に保障するには、関係法規を整備し、専門職制度を確立することが必要です。

図1 ◆ 図書標準の達成率 2009年度 (%)

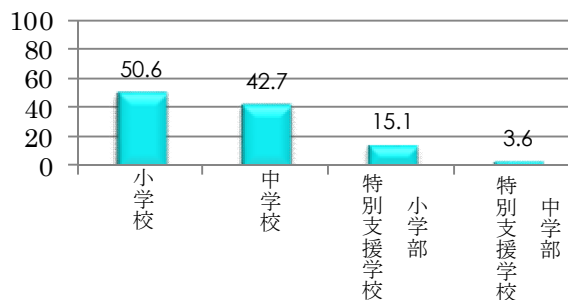


図2 ◆ 公立学校の学校司書配置率 (%)

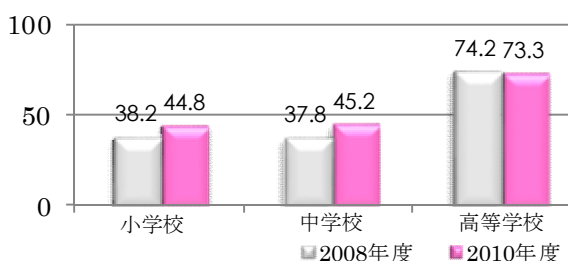
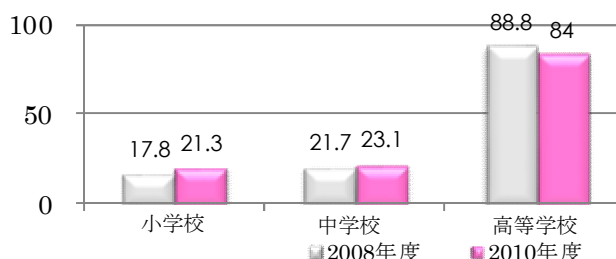


図3 ◆ 公立学校に配置された学校司書の常勤の割合



2008・2010年度文部科学省「学校図書館に関する調査」より

